

医政第 1101 号
平成 27 年 1 月 5 日

(一社) 栃木県医師会長
(一社) 栃木県歯科医師会長
栃木県病院協会会長

} 様

栃木県保健福祉部医療政策課長 森澤 隆



歯科衛生士・歯科技工士・診療放射線技師の資格確認の徹底について

県の医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、県内の健康福祉センターに、歯科医療機関において無資格者が歯科衛生士・歯科技工士・診療放射線技師の業務（以下、歯科衛生士等業務という。）に従事しているとの苦情、相談が複数件寄せられました。

無資格者が歯科衛生士等業務を行うことは法令に違反することはもとより、その態様によっては、無資格者にそれらの業務を行わせた病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者についても責任が問われることとなります。

つきましては、歯科医療機関で歯科衛生士・歯科技工士・診療放射線技師を採用する際には、免許証の原本確認等について徹底するように、貴会員に対し御周知くださいますようお願いいたします。

医療指導担当：齋藤
TEL 028-623-3085